

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成25年5月30日(2013.5.30)

【公開番号】特開2012-133991(P2012-133991A)

【公開日】平成24年7月12日(2012.7.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-027

【出願番号】特願2010-284738(P2010-284738)

【国際特許分類】

H 01 B 11/00 (2006.01)

H 01 B 7/17 (2006.01)

H 01 B 11/06 (2006.01)

【F I】

H 01 B 11/00 G

H 01 B 7/18 D

H 01 B 11/06

【手続補正書】

【提出日】平成25年4月5日(2013.4.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

並行配置された一対の導線と、

該一対の導線を被覆する絶縁体の周囲に一括して金属箔付きテープを螺旋状に巻き付けて形成されるシールド層と、

を備えた10Gbps以上の高速伝送に用いられる差動信号用ケーブルにおいて、

前記シールド層は、

前記金属箔付きテープを、金属箔が設けられた側の面が外側となるように長手方向に沿って折り曲げ、該折り曲げにより折り返された部分である折り返し部の少なくとも一部が螺旋状の重なり部分に位置するように、前記一対の導線を被覆する前記絶縁体の周囲に巻き付けて形成され、

前記絶縁体は、発泡絶縁樹脂である

ことを特徴とする差動信号用ケーブル。

【請求項2】

前記重なり部分の幅が、前記金属箔付きテープのテープ幅の1/4以上である請求項1記載の差動信号用ケーブル。

【請求項3】

前記折り返し部の幅が、前記金属箔付きテープのテープ幅の1/4以上である請求項1または2記載の差動信号用ケーブル。

【請求項4】

前記絶縁体に用いる材料は、ポリテトラフルオロエチレン(PTFE)、パーフロロアルコキシ(PFA)である請求項1ないし3記載の差動信号用ケーブル。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

本発明は上記目的を達成するために創案されたものであり、並行配置された一対の導線と、該一対の導線を被覆する絶縁体の周囲に一括して金属箔付きテープを螺旋状に巻き付けて形成されるシールド層と、を備えた10 Gbps以上の高速伝送に用いられる差動信号用ケーブルにおいて、前記シールド層は、前記金属箔付きテープを、金属箔が設けられた側の面が外側となるように長手方向に沿って折り曲げ、該折り曲げにより折り返された部分である折り返し部の少なくとも一部が螺旋状の重なり部分に位置するように、前記一対の導線を被覆する前記絶縁体の周囲に巻き付けて形成され、前記絶縁体は、発泡絶縁樹脂である差動信号用ケーブルである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

前記折り返し部の幅が、前記金属箔付きテープのテープ幅の1/4以上であるとよい。

前記絶縁体に用いる材料は、ポリテトラフルオロエチレン(PTFE)、パーフロロアルコキシ(PFA)であるとよい。